

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

貯

（飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第 117 号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

ポイント

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

(例 1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	揚水ポンプ、残水処理機、高圧洗浄機、防水型照明器具、換気ファン、色濁度計、残留塩素測定器 等
2 班	建物 花子	揚水ポンプ、残留塩素測定器 等

(例 2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、残留塩素測定器 等
鈴木班	鈴木 美留子	揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、残留塩素測定器 等
高橋班	高橋 尾瑠人	揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、残留塩素測定器 等

II 作業手順

1 作業工程（清掃後の貯水槽水等の検査方法に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第五の一）

受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。

◎（告示第 117 号 第五の二）

貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。

◎（告示第 117 号 第五の三）

貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。

◎（告示第 117 号 第五の四）

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、当該各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

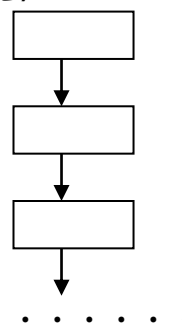
一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

具体的な作業工程

(例 1)

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 3) ○○○
- 4)

(例 2)



ポイント

貯水槽清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください（点線内）。

受水槽の清掃を行った後、高置水槽等の清掃を行う必要があります。

特に、塩素消毒については、最終濃度 50～100 mg/L の次亜塩素酸ナトリウムを用い、30分以上消毒をする作業を 2 回行う必要があります。

2 使用する塩素剤の名称及び使用方法

(例)○○（商品名）（次亜塩素酸ナトリウム○%）を○○○倍に希釈し○○mg/Lとして使用する。

ポイント

塩素剤の名称（商品名）、原液の濃度、希釈倍率及び最終的な使用濃度などを記述してください（塩

素剤は適切な濃度(50~100 mg/L)に希釈して使用する必要があります。

3 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法

具体的な洗浄・消毒方法

ポイント

作業前に、作業衣及び使用器具の消毒等を行い、作業が衛生的に行われるよう努める必要があります。具体的な洗浄・消毒方法を記述してください。

4 機械器具等の点検の方法

◎ (告示第 117 号 第五の五)

貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

一般的な点検頻度も記述してください。

5 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

6 従事者の検便等の時期及び検査機関

検便等の時期：(例、○月と○月に実施する。)

検査機関：(検査を依頼している機関名を記述してください。)

ポイント

検便等は定期的(概ね6ヶ月ごと)に、適切な検査機関で実施してください。

監督者および従事者全員が受けている必要があります。

7 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

貯水槽清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例1) 清掃作業終了後、報告書に清掃作業工程表、事前調査、検査点検結果を添付して発注者に提出する。清掃作業中に補修工事が伴った場合は、その内容を所見事項欄に記載し、水質検査表、清掃作業実施前・後の現場写真を添付する。この際、控えを作成し保存する。

(例2) 清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、速やかに依頼者に提出する。この際、控えを作成し保存する。

- ・ 清掃作業工程表
- ・ 清掃前後、当該設備等の現状の写真
- ・ 監督者名
- ・ 消毒方法
- ・ 簡易水質検査結果（残留塩素の含有率、色度、濁度、臭気、味）
- ・ 設備等点検表（受水槽、高置水槽、ポンプ等）
- ・ 作業員の細菌検査結果（検便結果）のコピー等

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第五の六）

貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を、建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第五の一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

（業務を委託しない場合）

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

- 1 委託を受ける者の氏名等
 - (1) 委託を受ける者の氏名（法人にあつては名称）：〇〇株式会社
 - (2) 委託をする業務の範囲：貯水槽清掃作業全般 等
 - (3) 業務を委託する期間：1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法
実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、「委託する場合」の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

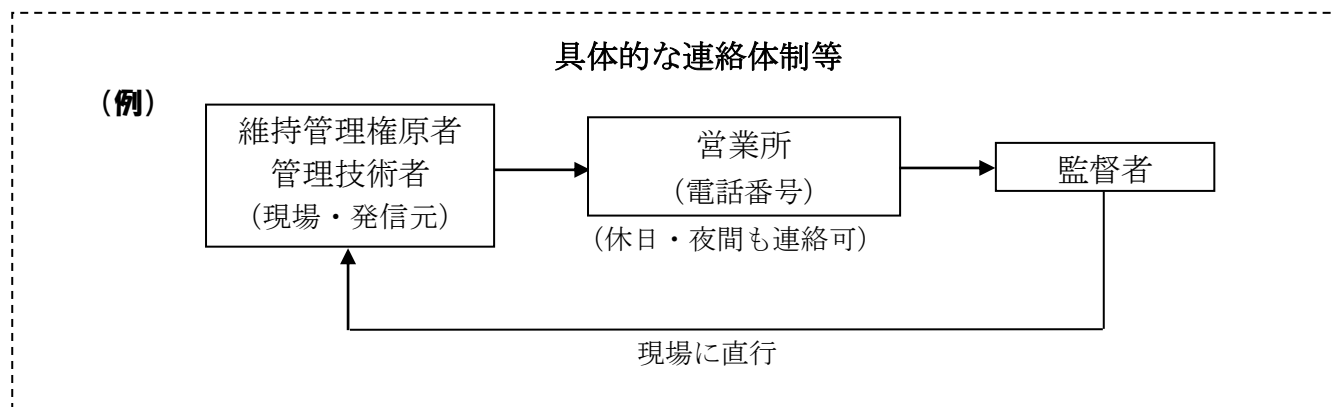
2について：1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第117号第五の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第117号 第五の七）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。